

一般社団法人プロジェクトマネジメント学会 PM 実施賞表彰マニュアル

平成 21 年 5 月 21 日 制定
平成 31 年 1 月 7 日 改訂

(総則)

第 1 条 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会（以下、本学会）表彰規定第 4 条 1 項 2 号 2 の定めに基づき、一般社団法人プロジェクトマネジメント学会 PM 実施賞の詳細を定める。

(目的)

第 2 条 本学会の定款第 3 条に定める目的の達成を図るために PM 実施賞を選定、授与するための手続きを定める。

(表彰の対象となる行為)

第 3 条 プロジェクトマネジメント導入により、その効果を具体化し、公開することでプロジェクトマネジメント実践のベンチマークとなる結果を提示した組織または個人を表彰する。

2 以下を本表彰の対象とする。

(1) プロジェクトマネジメント、プログラムマネジメントおよびプロジェクト/プログラムポートフォリオマネジメントまたはこれらに関係する手法、技法、機能の確立等による、プロジェクトの個別的または組織的成功に寄与する顕著な成果の開示。

(2) 広義のプロジェクトマネジメントの発展に関連する情報または教育方法の開示等によるプロジェクトの個別的または組織的成功に寄与する顕著な成果の開示。

3 表彰の対象およびその実施組織の目的、行為が公序良俗に反しないことを事実によって開示できない場合は、これを表彰しない。

(審査組織)

第 4 条 PM 実施賞の審査組織には以下を置く。

- (1) 本学会の常設委員会たる表彰委員会の委員長は、PM 実施賞の審査に関する以下の手続きを含む全ての事務手続きを統括する。
- 1) PM 実施賞の審査指針を作成する。
 - 2) 必要な資料および応募用紙を整備し、PM 実施賞のそれぞれの受審者および受審団体を公募する。
 - 3) PM 実施賞審査委員会および PM 実施賞選定委員会のそれぞれの委員を選任し、特別委員会としての設置を理事会の審議に付す。ただし、ここで設置する特別委員会委員の任期は、当該年度限りとする。
- (2) PM 実施賞審査委員会は、学識経験者 4 名以上の正会員によってこれを構成し、表彰委員会委員長の諮問に従い表彰の可否を学術的視点から審議する。
- 1) 表彰委員会委員長の指名により委員長を置く。
 - 2) 委員長は審査に必要な範囲で受審者または受審団体に対し資料の提出の要求、面談等を行うことができる。委員長が必要とする場合は、委員の同席を認める。
 - 3) 委員長は、審議の結果を PM 実施賞選定委員会に答申する。
- (3) PM 実施賞選定委員会は、PM 実施賞審査委員会委員長の答申を支持するか否かの諮問を受け、これを総合的な見識の下で審議する。

- 1) 本学会アドバイザー・ボード・メンバを PM 実施賞選定委員会委員とする.
 - 2) 本学会アドバイザー・ボード議長を委員長とする.
 - 3) 委員長は、審議の結果を PM 実施賞審査委員会委員長を通じて表彰委員長に答申する.
 - 4) 総意として PM 実施賞審査委員会の答申に不足または疑義がある場合には、PM 実施賞審査委員会による再審査を行なうよう表彰委員会委員長に答申する。PM 実施賞選定委員会が受審者または受審団体およびこれらの関係者と接触することはこれを禁ずる.
- (4) 本学会の理事会は、表彰委員会委員長から諮問の結果に関する報告を受け、授与の最終決定を行なう。その際必要に応じて PM 実施賞審査委員会委員長の陪席を許可する。

(審査指針)

第5条 表彰委員会は、一般社団法人プロジェクトマネジメント学会標準および国際標準化機構等によって公開され広く受容される標準等を参照した PM 実施賞の審査に必要な指針を作成し、これを公開する。

(募集および表彰)

第6条 募集は毎年5月に開始し、表彰は翌年3月の研究発表大会で行なう。

- 2 受賞の事実を証す書面は、学会長、PM 実施賞選定委員会委員長（アドバイザー・ボード議長指定職）、PM 実施賞審査委員会委員長の3名の連署により発行する。

(費用の徴収)

第7条 審査料は、受賞後にプロジェクトマネジメント学会教育・出版委員会から対象になった活動等を記述した書籍を出版する（原稿料、印税等は一切支払わない）ことで、必要な旅費等を除きこれを免除する。当初の約束にも係わらず当該書籍の出版を拒否したり、その内容について表彰委員会または教育・出版委員会が読者の益を確保できないと判断したりした場合は、審査料として1件あたり20万円を請求する。

- 2 審査に関係する委員には、給与もしくは謝金に相当する一時金は一切支給しない。
- 3 審査のために受審組織等を訪問する必要がある場合には、その費用を請求に応じて支給することがある。特に委員の出発地から見て、審査対象組織が疎隔であると判断される場合には、旅費の実費を審査開始以前に合意された範囲に限り審査対象組織に請求する。

(守秘義務)

第8条 PM 実施賞の審査に係わる者は、当該受審者または受審団体の許可無くその申請の事実、審査の過程で知り得たことを口外してはならない。

附則

1. 平成21年5月11日 関哲朗 PM実施賞審査特別委員会委員長 制定
2. 平成25年9月30日 神田雄一 表彰委員会委員長 改訂
3. 平成31年1月7日 千種実 表彰委員会委員長 改訂

付録

1. PM実施賞募集要項
2. PM実施賞本賞受審申請用紙
3. PM実施賞受審申請用紙
4. PM実施賞奨励賞受審申請用紙
5. PM実施賞エクセレントパートナーシップ賞受審申請用紙
6. PM実施賞本賞審査指針
7. PM実施賞審査指針
8. PM実施賞奨励賞審査指針
9. PM実施賞エクセレントパートナーシップ賞審査指針
10. PM実施賞審査委員会答申書
11. PM実施賞選定委員会答申書